

第 6 回農業委員会総会議事録

平成 2 4 年 6 月 6 日（水）

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

－ 議 事 日 程 －

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

－ 本日の会議に付した事件 －

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第20号から第24号)
日程第4 議事(議案第23号から第26号)

－ 委員及び出欠委員の氏名 －

議 長 舟木 康眞

委員の定数 24名

委員の現在数 24名

出席委員(22人)

2番	山崎 良吉	3番	熊西 忠治
4番	土合 正夫	5番	中井 敏男
6番	山下 隆之	7番	横山 實
8番	石井 寿男	9番	前花 敏子
10番	山崎 秋夫	11番	永森 薫
12番	三島 博	13番	大松 治雄
14番	舟木 康眞	15番	杉森 雅弘
16番	山本 久雄	17番	水元 睦雄
18番	前田 進	19番	向井 隆一
20番	山谷 孝芳	21番	田中 智浩
22番	佐伯 洋作	24番	永野 邦夫

欠席委員

1番	石庭 文男	23番	橋爪 秀夫
----	-------	-----	-------

議事日程

第 1 議事録署名人の指名

第 2

報告第 2 0 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について
報告第 2 1 号	農地法第 3 条第 1 項第 1 3 号の規定による届出の受理について
報告第 2 2 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 項の規定による届出の受理について
報告第 2 3 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について
報告第 2 4 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知等について

議案第 2 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 4 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 2 5 号	農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について
議案第 2 6 号	農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長	谷川 晃司	庶務係長	安元 啓二
主 任	坂木 茂利		

射水市農林水産課

主 任	青木 克憲
-----	-------

会議の概要

開会時刻 午後 2 時 0 0 分

議長(舟木会長)

それでは、これより第 6 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

なお、会議規則第 5 条の規定により「1 番 石庭委員」「23 番 橋爪委員」より本総会を欠席する旨の届出がありました。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

－ 議事録署名委員の指名 －

議長(舟木会長)

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長において「13 番 大松委員」「14 番 杉森委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

－ 会 期 の 決 定 －

議長（舟木会長）

それでは、日程第２の会期の決定について諮ります。

本定例会の会期は、本日一日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日一日とすることに決定します。

以上で日程第２を終わります。

－ 報 告 －

議長（舟木会長）

次に、日程第３ 報告事項に入ります。

－ （報告第２０号の説明） －

議長（舟木会長）

次に報告第２０号農地法第３条の３第１項の規定による届出の受理についてを議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

案件を農業委員会会長専決規程第２第２号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

－ （報告第２１号の説明） －

議長（舟木会長）

次に報告第２１号農地法 第３条第１項第１３号の規定による届出の受理についてを議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

－ （報告第22号の説明） －

議長（舟木会長）

次に報告第22号農地法 第4条第1項第7号の規定による届出の受理
についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

3番 熊西委員

2番の件についてなんだけど
これ、なんで届出者の住所と届出地が同じなの。

事務局(安元)

本件については、無断転用により以前から既に住宅が建っていたもので、
立替工事をされるにあたり、登記簿を確認したところ、敷地が農地のまま
であることが判明したことから、今回届出をされたものです。

3番 熊西委員

わかりました。
こんなような無断転用ちゃ、街中にちゃ、まだまだあるもんながけ。

事務局(安元)

市街地にもまだあるようです。
土地所有者の方も気づかれていないような例が。
今回みたいな建替え工事なんかで、判明するケースがありますね。

議長（舟木会長）

そのほかに、質問はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（舟木会長）

次に報告第23号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理についてを議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番 佐伯委員

5番の案件なんですが、この0.99㎡の田んぼって、今どんな状態になっているの。

事務局(安元)

先ほど質問のあった4条届出のケースと同様で、ここも既に盛土をされ、住宅敷地の一部となっています。

今回判明したのは、譲受人がこの家を購入することになったことから、公図や登記簿を確認したところ、敷地の一部に農地が残っていたということで、届出をされたものです。

どういった経過で農地が残っていたのかは、所有者もわからないとのことでした。

7番 横山委員

0.99㎡の農地ちゃ、分筆したときの残りじゃないかね。

事務局(安元)

調べてみたのですが、この●●番地は5筆に分筆されておりまして、うち3筆が宅地で、1筆が公衆用道路、そして今回申請のあった「田」が1筆、しかも1㎡未満であることから、残地であった可能性が高いです。

議長（舟木会長）

そのほかに質問はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

－（報告第24号の説明）－

議長（舟木会長）

次に報告第24号農地法第18条第6項の規定による通知等についてを議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（舟木会長）

それでは、私のほうから質問させてもらっていいですか。

1番の届出については、確か、昨年だったか、この利用権設定について審議した時に、借り手となる氷見の人が、ちゃんと射水まで来て、耕作を続けられるのかって。

議論したことを覚えてるんだけど。

事務局(安元)

利用権設定の申請があったのは、昨年の9月です。

議長（舟木会長）

今回は、病気が原因で解約らしいけど、この間、きちんと耕作はされていたのですか。

4番 土合委員

地元委員として説明します。

ここは、地目「畑」ですが、現況は竹ヤブでして、ちょっと前までは

●●さんが来られて、畑の管理をしておられましたよ。

この春にも、タケノコを採りに来ておられたようです。

議長（舟木会長）

わかりました。
そのほかに質問はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、農地法第18条第6項の通知がありましたので、
ご了知をお願いします。

以上で日程第3を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

－（議案第23号説明・表決）－

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請に
ついてを議題としてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

それでは、議案書6ページをご覧ください。
今回は1件ございます。

【議案第23号を議案書をもとに朗読】

今回申請のあった1件は贈与による所有権移転です。

本案件は農地法第3条第2項には該当しないことから許可要件を
満たすものと考えます。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

11番 永森委員

無償って、対価が発生しないっていうこと。

事務局（安元）

そうです。

11番 永森委員

無償とはいったものの、譲り人と請け人には、どれくらいの税金がかかるものなのか。後学のために教えてください。

事務局（安元）

税金についての資料は本日用意しておりません。
申し訳ありませんが、詳しいことは税務署で確認をお願いします。

議長（舟木会長）

そのほかに質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

別段ないようですから、これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。
議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。よって、議案第23号農地法第3条の規定による許可申請については、許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

－（議案第24号説明・表決）－

議長（舟木会長）

次に、議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書7ページの議案第24号をご覧ください。
今月の農地法第5条の許可申請は4件でございます。
議案書に基づきご説明いたします。

【議案第24号を議案書をもとに朗読】

受付番号1番は営農組合の農業機械格納庫施設とするための転用申請です。
2番は農家分家住宅敷地とするための転用申請です。
3番は小規模多機能型居宅介護施設敷地とするための申請。
4番は農家分家住宅敷地とするための申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより順に地域の委員の意見を求めます。

1 番については、山下委員より説明をお願いします。

山下委員

1 番について、説明します。

申請者は●●地区を受益とする営農組合「●●営農組合」の代表者です。

現在、組合が耕作する面積は約●●ヘクタール、構成農家は●●件で、主に水稻作を行っております。

組合には平成12年に建設した格納庫があり、所有する農業機械類や資材等を保管しております。

ところが、最近では機械の大型化や台数の増加などにより格納庫は手狭になっており、入りきらない機械などを組合員宅の納屋や地区公民館の倉庫に置かせてもらっている状況です。

また、農繁期などは敷地内に作業用の軽トラックさえ駐車ができない状態が続いており、通行する車両にも迷惑をかけ続けております。

このままでは作業効率が悪い上に、組合員や近隣の住民に迷惑をかけ続けることになることから、組合内で話し合った結果、既存の格納庫に隣接する農地を転用し、そこに格納庫兼農機具洗車場と駐車場を新設することにされました。

今回の転用により、隣接する農地への影響はないと思われ地元自治会並びに生産組合等の同意も得られております

以上です。

議長（舟木会長）

2 番については、前花委員より説明をお願いします。

前花委員

2 番について、説明します。

申請者は現在、市内の賃貸共同住宅に妻と子の3人で暮らしております。

子供が小さいうちは、現在の住まいでも不自由は感じなかったそうですが、子供の成長とともに、年々手狭になってきたことから、家族で話し合ったところ、なるべく実家に近く、将来的に両親の老後の面倒を見ることができる実家近くの父親が所有する農地を転用し、住居を建てることで話がまとまりました。

近くには●●体育館や●●保育園などもありまして、今回の転用による隣接農地等への影響はないと思われ、地元自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

3 番については、大松委員より説明をお願いします。

大松委員

3 番について説明します。

申請者は、・・・地内で老人介護業務を中心に事業を展開する法人で、平成 19 年 4 月より・・・地内で「認知症対応型グループホーム併設の短期入所者生活介護施設」を同地内において開設しております。

今回の申請では、既存施設に隣接する農地を転用し「小規模多機能型居宅介護施設併設の介護あんしんアパート」を建設することで施設の一体的な利用を図ろうとするものです。

今回の転用により、周辺農地への影響もないと思われ、地元自治会並びに土地改良区等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

4 番については、中井委員より説明をお願いします。

中井委員

4 番について説明します。

申請者は現在、・・・地内で両親と妻と子の 7 人で暮らしております。

子供が小さいうちは現在の住まいでも不自由は感じなかったそうですが、子供が成長するとともに、年々手狭になってきたことから、家族で話し合ったところ、将来的に両親の老後の面倒を見ることが出来る家近くの父親所有の農地を転用し、分家住宅を建てることで話がまとまりました。

今回の転用により、隣接する農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地域の委員の意見を述べていただきました。

それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案第 24 号の 1 番から 4 番までの検討事項について説明をさせていただきます。

議案第 24 号の 1 番について

農地の区分は、農用地区域内農地と判断します。

今回の転用目的は農業用施設であり、計画面積も 388 m²で、用途変更手続も完了していることから、別段問題はないものと考えます。

2 番について

農地区分は1種農地と判断します。

1種農地での転用は原則として不許可であります。目的が農家分家住宅敷地であり、計画面積も273㎡で集落接続要件も満たしていることから、転用はやむをえないと考えます。

3 番について

農地区分は1種農地と判断します。

1種農地での転用は原則として不許可であります。目的は老人介護施設敷地であり、計画上も別段問題はないと判断され、許可基準に定める集落接続要件も満たし、別段問題はないものと考えます。

4 番について

農地区分は1種農地と判断します。

1種農地での転用は原則として不許可であります。農家分家住宅の建築を目的とする転用であり、計画上も問題はないと判断され、許可基準に定める集落接続要件も満たしておりますので、別段問題はないと考えます。

以上です。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第24号については、許可相当と認め、富山県知事へ送付することとします。

議長（舟木会長）

次に、議案第25号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請についてを議題とします。

本議案に関する説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書 8 ページ 議案第 25 号をご覧ください。
今回の承認申請は 1 件でございます。
議案書に基づきご説明いたします。

【議案第 25 号を議案書をもとに朗読】

今回の申請は、北陸新幹線射水中村高架橋工事に伴う、工事用道路、作業ヤード及び資材置場として、平成 24 年 7 月 17 日までの期間で現在、一時転用許可されておりますが、今回、工事の遅れ等から当初の計画期間内での完了が困難となったことから、期間を平成 24 年 12 月 31 日まで延長しようとするものです。

当初の一時転用申請が平成 22 年の 3 月で、延長期限となる 3 年以内であること。

さらに、目的が公共事業で、延長の理由もやむを得ないと判断されることから、別段問題はないものと考えます。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
本議案に関する質問等はありませんか。

前田会長職務代理

市内にある新幹線の一時転用農地は、どれぐらい完了しているの。

事務局(安元)

当初申請のあった面積のおよそ 4 分の 1 です。
今回のような延長は、当初の許可日から 3 年以内に現況復帰しなければならぬことになっておりますので、今年度内には、その多くが完了するものと考えます。

前田会長職務代理

わかりました。

議長（舟木会長）

そのほか、質問等はありませんか。
（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
お諮りします。
只今議題となっております、議案第 25 号につきましては、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、そうすることにご異議ありませんか。
（「なし」の声起きる）

異議なしと認めます。
よって、本議案を直ちに採決いたします。

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
お諮りします。

議案第２５号農地法の許可に対する事業計画変更承認申請については、これを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。
よって、議案第２５号については、これを承認することに認めます。

議長（舟木会長）

次に、議案第２６号 農業経営基盤強化促進法第１８条 第１項の規定による「射水市農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。

それでは、事務局より概要説明を求めます。

事務局（青木）

今月の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による案件は１議案８件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長（舟木会長）

事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

質問なしと認め直ちに採決します。

それでは、議案第２６号 射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第２６号の射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定されました。

そのほか事務局より報告事項があったらお願いします。

平成24年度 農業委員会視察研修会の開催について

日 時 平成24年6月28日(木)～29日(金)

集合場所 布目庁舎 (集合時間/午前7時40分)

視察先 滋賀県農業技術振興センター/農事組合法人市原地区布引営農組合

富山県農業施策に関する政策提案について

次回開催場所と時刻について

総会開催日 7月6日(金)午後2時から

射水市役所 布目庁舎301号室

配布資料

1. のうねん 2012年5月号
2. とやま農年だより
3. 農業委員活動記録セット(2012年版)
4. 農地法第3条許可事務関係資料(農地法第3条許可申請書記入マニュアル)
5. 「農地の有効利用と無断転用防止」PR用のぼり旗とポール一式
6. 耕作放棄地解消活動事例集

以上をもって本日の第6回総会を閉会します。

議 長 舟 木 康 眞

署名委員 大 松 治 雄

署名委員 杉 森 雅 弘

第6回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自	平成二十四年	六月	十二日
至	平成二十四年	六月	二十九日